



Linking your dreams
リンテック株式会社

証券コード 7966

第121期

定時株主総会 招集ご通知

平成26年4月1日～平成27年3月31日

開催日時

平成27年6月24日(水曜日) 午前10時

開催場所

東京都板橋区本町23番23号
リンテック株式会社 本社

(末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。)

議決権行使期限

当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、**平成27年6月23日(火曜日)午後5時30分までに議決権を行使**していただきますようお願い申し上げます。

CONTENTS

第121期定時株主総会招集ご通知	1
インターネットによる議決権行使について	3
株主総会参考書類	4
第1号議案	定款一部変更の件
第2号議案	取締役(監査等委員であるものを除く。)12名選任の件
第3号議案	監査等委員である取締役4名選任の件
第4号議案	取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬額設定の件
第5号議案	監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第6号議案	大規模買付行為時における大規模買付ルールの継続の件
(添付書類)	
事業報告	32
計算書類等	51
監査報告書	59

株主の皆様へ

東京都板橋区本町23番23号
リンテック株式会社
代表取締役社長 西尾弘之

第121期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配にあずかり厚くお礼申し上げます。

さて、当社第121期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面（議決権行使書用紙）または電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類（4～31頁）をご検討いただき、平成27年6月23日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 日 時** 平成27年6月24日（水曜日）午前10時
- 場 所** 東京都板橋区本町23番23号
リンテック株式会社 本社 2号館4階会議室
（会場までの地図は、末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。）
- 株主総会の目的事項について**
 - 報告事項**
 - 第121期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第121期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
 - 決議事項**
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）12名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
 - 第4号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額設定の件
 - 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
 - 第6号議案 大規模買付行為時における大規模買付ルール継続の件

4. 議決権行使について

書面（議決権行使書用紙）による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に、議案に対する賛否をご表示のうえ、平成27年6月23日 午後5時30分までに到着するようご返送ください。

電磁的方法（インターネット）による議決権行使の場合

次頁に記載の「インターネットによる議決権行使について」をご確認のうえ、平成27年6月23日 午後5時30分までに議案に対する賛否のご入力を完了してください。

【議決権行使の取り扱いについて】

- ① 書面（議決権行使書用紙）と電磁的方法（インターネット）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず電磁的方法（インターネット）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ② 電磁的方法（インターネット）により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

5. インターネットによる開示について

- (1) 次に掲げる事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、当社ホームページに掲載させていただきますので、本定時株主総会招集ご通知には記載しておりません。
 - ① 事業報告 ・ 主要な事業所および工場
・ 会社の新株予約権等に関する事項
 - ② 連結計算書類 ・ 連結注記表
 - ③ 計算書類 ・ 個別注記表
- (注) 1. 監査役が監査した事業報告並びに会計監査人および監査役が監査した連結計算書類および計算書類には、本定時株主総会招集ご通知添付書類に記載したもののほか、上記の事項を含んでおります。
2. ご希望される株主様には、上記書類を郵送またはFAX送信させていただきますので、当社総務・法務部（TEL.(03)5248-7711〔代表〕 平日午前9時～午後5時30分）までお知らせください。
- (2) 株主総会参考書類、事業報告並びに連結計算書類および計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、当社ホームページにて直ちに修正後の内容を開示いたします。

当社ホームページ

<http://www.lintec.co.jp/ir/stock/meeting.html>

以上

当日ご出席の場合

- ◎ お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を出席票として会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 受付開始は午前9時を予定しております。



インターネットによる議決権行使について

電磁的方法（インターネット）により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。ご不明点等がございましたら下記ヘルプデスクへお問い合わせください。

なお、当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト (<http://www.evotepj.com>) にアクセスしていただくことによ



ってのみ実施可能です。

（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

- (2) 株主様のインターネット利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合もあります。
- (3) インターネットによる議決権行使は、平成27年6月23日（火曜日）午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただきますようお願いいたします。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト (<http://www.evotepj.com>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセスや議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料金、通信料等は、株主様のご負担となりますのでご了承ください。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027（受付時間 午前9時～午後9時 通話料無料）

【機関投資家の皆様へ】

議決権行使の方法として「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことができます。

以上



議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 当社の今後の事業拡大に備え、また、事業目的を整理することを目的として、現行定款第2条の変更を行うものであります。

(2) 当社では、これまでも経営における具体的な取り組みとして、取締役の任期を1年とすることで株主の皆様に対する取締役の責任を明確にしているほか、執行役員制度の導入により、意思決定と業務執行を分離することで取締役会の活性化、意思決定の迅速化を通して経営の効率化を図ってまいりました。

今回、平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）」（以下、「改正会社法」という。）により新設された「監査等委員会設置会社」へ移行することにより、議決権のある監査等委員である取締役を置き、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実とさらなる経営の効率化を図ることにいたしました。つきましては、現行定款に所要の変更を行うものであります。

(3) 改正会社法の施行に伴い、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更となりますので、現行定款第28条の変更を行うものであります。この責任限定契約にかかる定款変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

なお、本定款変更は本定時株主総会終結の時に効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1 接着テープ、接着シートおよび接着剤等の製造、加工および販売	1 接着テープ、接着シートおよび接着剤等の製造、加工および販売
2 紙、パルプの製造、加工および販売	2 紙、パルプの製造、加工および販売
3 工業用、建築用、家庭用等の合成樹脂材料の製造、加工および販売	3 工業用、建築用、家庭用等の合成樹脂材料の製造、加工および販売
4 前各号に関連する機械類の製造、販売、修理および保守管理	4 前各号に関連する機械類の製造、販売、修理および保守管理
5 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具および試薬の製造ならびに販売	5 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具および試薬の製造ならびに販売
6 建築工事業、電気工事業、鋼構造物工事業、ガラス工事業および内装工事業	6 <u>土木建築工事業</u>
7 不動産の売買、賃貸借および管理	7 不動産の売買、賃貸借および管理

現 行 定 款	変 更 案
<p>8 産業廃棄物の収集、運搬および処理業務 9 一般貨物自動車運送事業 10 前各号に付帯するいっさいの業務</p>	<p>8 産業廃棄物の収集、運搬および処理業務 9 一般貨物自動車運送事業 10 前各号に付帯するいっさいの業務</p>
<p>(機 関)</p>	<p>(機 関)</p>
<p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1 取締役会 2 監査役 3 監査役会 4 会計監査人</p>	<p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1 取締役会 2 監査等委員会 < 削 除 > 3 会計監査人</p>
<p>第4章 取締役、取締役会および執行役員</p>	<p>第4章 取締役、取締役会および執行役員ならびに監査等委員会</p>
<p>(員 数)</p>	<p>(員 数)</p>
<p>第18条 当社の取締役は12名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p>第18条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は12名以内とする。 ② 当社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は4名以内とする。</p>
<p>(選任方法)</p>	<p>(選任方法)</p>
<p>第19条 取締役は株主総会において選任する。</p> <p>② < 条文省略 > ③ < 条文省略 ></p>	<p>第19条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</p> <p>② < 現行どおり > ③ < 現行どおり ></p>
<p>(任 期)</p>	<p>(任 期)</p>
<p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p>第20条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>② 補欠または増員により選任された取締役の任期は現任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p>第24条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p>第25条～第26条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益 <u>(以下、「報酬等」という。)</u> は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>③ 補欠により選任された監査等委員の任期は現任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第24条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>第25条 <現行どおり></p> <p>(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第26条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第27条～第28条 <現行どおり></p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第29条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任限定契約)</p> <p>第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第29条 当社の監査役は4名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第30条 監査役は、株主総会の決議において選任する。</p> <p>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(補欠監査役の予選の効力)</p> <p>第31条 補欠監査役の予選の効力は、当該選任があった株主総会后、4年後の定時株主総会開始の時までとする。</p> <p>(任 期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(取締役の責任限定契約)</p> <p>第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)_との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p><削 除></p> <p><削 除></p> <p><削 除></p> <p><削 除></p> <p><削 除></p> <p><削 除></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(常勤監査役) 第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p><削 除></p>
<p>(監査役会の招集通知) 第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p><削 除></p>
<p>② 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	
<p>(監査役会規程) 第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p><削 除></p>
<p>(報酬等) 第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p><削 除></p>
<p>(監査役の責任限定契約) 第37条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p><削 除></p>
<p>第6章 計 算 第38条～第41条 <条文省略></p>	<p>第5章 計 算 第32条～第35条 <現行どおり></p>

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）12名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたしますとともに、取締役全員（12名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員であるものを除く。以下、本議案において同じ。）12名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位、担当および重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
1	おおうち あきひこ 大内 昭彦 (昭和20年1月2日生)	昭和42年3月 当社入社 平成6年4月 当社名古屋支店長 平成10年3月 当社生産本部龍野工場長 平成12年6月 当社取締役 生産本部龍野工場長 平成14年5月 当社取締役 生産本部長 平成14年6月 当社常務取締役 生産本部長 平成16年6月 当社代表取締役社長 平成23年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員 平成26年4月 当社代表取締役会長〔現任〕	33,000株
2	にしお ひろゆき 西尾 弘之 (昭和29年10月18日生)	昭和53年4月 当社入社 平成20年6月 当社経営企画室長代理 平成22年6月 当社取締役 経営企画室長 平成23年6月 当社取締役 常務執行役員 経営企画室長兼CSR推進室長 平成26年4月 当社代表取締役社長 社長執行役員〔現任〕	13,100株
3	あさい ひとし 浅井 仁 (昭和23年3月7日生)	昭和60年2月 当社入社 平成8年6月 当社管理本部経理部長 平成14年6月 当社取締役 管理本部副本部長兼経理部長 平成18年6月 当社常務取締役 管理本部長 平成20年6月 当社専務取締役 経営企画室長兼管理本部長兼経理部長 平成23年6月 当社取締役 専務執行役員 管理本部長兼総務・人事本部管掌 平成25年4月 当社取締役 副社長執行役員 管理本部長兼総務・人事本部管掌 平成27年4月 当社取締役 副社長執行役員 管理本部長兼経営企画室長〔現任〕	16,900株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位、担当および重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
4	かわさき しげる 川崎 茂 (昭和24年12月24日生)	昭和47年4月 当社入社 平成11年11月 当社東京支店LVIP営業部長 平成16年4月 当社事業統括本部印刷・情報材事業部門長 平成17年6月 当社取締役 事業統括本部印刷・情報材事業部門長 平成20年6月 当社専務取締役 事業統括本部長兼印刷・情報材事業部門長 平成23年6月 当社取締役 専務執行役員 事業統括本部長 平成25年4月 当社取締役 副社長執行役員 事業統括本部長〔現任〕	16,700株
5	こやま こうじ 小山 貢二 (昭和26年11月5日生)	昭和51年3月 当社入社 平成9年4月 PT. LINTEC INDONESIA工場長 (出向) 平成13年4月 当社生産本部熊谷工場加工紙製造部長 平成15年1月 当社生産本部千葉工場長 平成17年3月 当社生産本部副本部長兼生産統括部長 平成20年6月 当社取締役 生産本部長 平成23年6月 当社取締役 常務執行役員 生産本部長兼品質・環境統括本部管掌 平成25年4月 当社取締役 専務執行役員 生産本部長兼品質・環境統括本部管掌〔現任〕	12,200株
6	え べ かずよし 江部 和義 (昭和28年1月26日生)	昭和50年3月 当社入社 平成16年6月 当社技術統括本部研究所長 平成20年6月 当社取締役 技術統括本部副本部長兼研究所長兼知的財産部長 平成23年6月 当社常務執行役員 技術統括本部副本部長兼研究所長 平成25年4月 当社常務執行役員 事業統括本部オプティカル材事業部門長兼生産本部新宮事業所担当 平成25年6月 当社取締役 常務執行役員 事業統括本部オプティカル材事業部門長兼生産本部新宮事業所管掌 平成27年4月 当社取締役 常務執行役員 事業統括本部副本部長兼オプティカル材事業部門長兼生産本部新宮事業所管掌〔現任〕	12,700株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位、担当および重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
7	なかむら たかし 中村 孝 (昭和28年12月23日生)	昭和51年 4月 当社入社 平成16年10月 当社生産本部熊谷工場洋紙製造部長 平成21年10月 当社事業統括本部洋紙事業部門長兼東京洋紙営業部長 平成23年 6月 当社執行役員 事業統括本部洋紙事業部門長兼加工材事業部門担当 平成25年 4月 当社常務執行役員 事業統括本部洋紙事業部門長兼加工材事業部門担当 平成25年 6月 当社取締役 常務執行役員 事業統括本部洋紙事業部門長兼加工材事業部門管掌 平成27年 4月 当社取締役 常務執行役員 事業統括本部副本部長〔現任〕	8,100株
8	かわむら ごへい ※川村 悟平 (昭和31年1月12日生)	昭和54年 4月 当社入社 平成17年10月 当社生産本部熊谷工場加工紙製造部長 平成18年 6月 当社生産本部熊谷工場洋紙製造部長 平成21年 9月 琳得科(蘇州)科技有限公司董事長兼総経理(出向) 平成23年 6月 当社執行役員 琳得科(蘇州)科技有限公司董事長兼総経理(出向) 平成26年 4月 当社常務執行役員 琳得科(蘇州)科技有限公司董事長兼総経理(出向)〔現任〕	5,900株
9	もちづき つねとし ※望月 経利 (昭和33年5月12日生)	昭和58年 1月 当社入社 平成18年 6月 当社総務・人事本部総務・法務部長兼人事部長 平成23年 6月 当社執行役員 総務・人事本部長兼総務・法務部長兼人事部長 平成26年 4月 当社常務執行役員 総務・人事本部長兼人事部長 平成26年10月 当社常務執行役員 総務・人事本部長〔現任〕	6,240株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位、担当および重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
10	※森川 秀一 (昭和30年12月30日生)	昭和54年4月 当社入社 平成18年10月 当社事業統括本部産業工材事業部門産業材営業部長 平成21年10月 当社事業統括本部産業工材事業部門長 平成25年4月 当社執行役員 事業統括本部産業工材事業部門長〔現任〕	8,500株
11	※服部 真 (昭和32年10月12日生)	昭和55年4月 当社入社 平成17年10月 当社事業統括本部アドバンストマテリアルズ事業部門半導体材料部長 平成21年10月 当社事業統括本部アドバンストマテリアルズ事業部門長兼半導体材料部長 平成23年10月 当社事業統括本部アドバンストマテリアルズ事業部門長 平成26年4月 当社執行役員 事業統括本部アドバンストマテリアルズ事業部門長〔現任〕	4,100株
12	※佐藤 信一 (昭和28年11月13日生)	昭和53年4月 十條製紙株式会社 入社 平成15年4月 日本製紙株式会社 出版営業部長 平成17年6月 同社参与 洋紙営業本部長代理兼出版・直需営業部長 平成18年10月 同社参与 洋紙営業本部長代理 平成20年6月 同社取締役 洋紙営業本部長代理 平成21年2月 同社取締役 洋紙営業本部長代理兼業務総括部長 平成22年6月 同社取締役 海外販売本部長 平成23年5月 同社取締役 洋紙営業本部長代理 平成23年6月 同社取締役 印刷・情報用紙営業本部長代理 当社社外取締役〔現任〕 平成24年6月 日本製紙株式会社 常務取締役 印刷・情報用紙営業本部長 平成25年4月 同社常務執行役員 印刷用紙営業本部長兼情報用紙営業本部長 平成26年6月 同社常務執行役員 印刷用紙営業本部長、国際販売統括部管掌〔現任〕	800株

- (注) 1. ※は新任候補者であります。
2. 佐藤信一氏が常務執行役員を務める日本製紙株式会社とは、原材料の仕入および商品の売上があります。その他の取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 佐藤信一氏は当社の特定関係事業者である日本製紙株式会社において、平成20年6月から取締役として、平成25年4月からは常務執行役員として業務を執行しております。
4. 佐藤信一氏は社外取締役の候補者であります。
5. 佐藤信一氏は現任の当社社外取締役であり、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって4年となります。
6. 社外取締役候補者の選任理由および責任限定契約について
- (1) 選任理由について
- 佐藤信一氏につきましては、日本製紙株式会社の現役員として培ってきた豊富な知識・経験等を当社の経営強化に生かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (2) 責任限定契約について
- 当社は社外から有能な人材を迎えることができるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき非業務執行取締役等の賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款に定め、非業務執行取締役等である社外取締役との間で当該契約を締結する考えであります。佐藤信一氏が選任された場合は、当該責任限定契約を締結する予定であります。
- なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は10百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額といたします。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。以下、本議案において同じ。）4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位および重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
1	※山本敏夫 (昭和23年12月27日生)	昭和47年4月 当社入社 平成18年10月 当社経営企画室主席調査役 平成20年12月 当社参与 経営企画室主席調査役 平成22年6月 当社監査役〔現任〕	10,600株
2	※野沢徹 (昭和34年3月10日生)	昭和56年4月 十條製紙株式会社 入社 平成17年6月 日本製紙株式会社 管理本部財務部長 平成20年2月 同社管理本部経理部長 平成20年6月 株式会社日本製紙グループ本社（現 日本製紙株式会社） 経理部長 平成21年6月 日本製紙株式会社 管理本部長代理兼経理部長 株式会社日本製紙グループ本社（現 日本製紙株式会社） 管理本部長代理兼経理部長 平成25年4月 日本製紙株式会社 執行役員 管理本部長代理兼経理部長 平成26年6月 同社取締役 執行役員 企画本部長、関連企業担当〔現任〕 日本製紙クレシア株式会社 取締役〔現任〕 当社社外監査役〔現任〕	100株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位および重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
3	※大岡 哲 おのおか さとし (昭和26年4月24日生)	昭和50年4月 日本開発銀行 入行 平成11年6月 同行設備投資研究所 副所長 平成14年5月 日本政策投資銀行(現 株式会社日本政策投資銀行) 審議役 平成15年4月 日本大学総合科学研究所 教授 平成15年4月 慶應義塾大学環境情報学部 講師 平成15年4月 中央大学大学院商学研究科 講師〔現任〕 平成16年8月 ビズネット株式会社 社外取締役 平成18年6月 リョービ株式会社 社外取締役〔現任〕 平成19年6月 当社独立委員会 委員〔現任〕 平成24年6月 当社社外取締役〔現任〕	0株
4	※大澤 加奈子 おおさわ かなこ (昭和45年12月22日生)	平成10年4月 弁護士登録 梶谷総合法律事務所 入所〔現在に至る〕 平成17年10月 米国ニューヨーク州弁護士資格取得	0株

- (注) 1. ※は新任候補者であります。
2. 野沢徹氏が取締役執行役員を務める日本製紙株式会社とは、原材料の仕入および商品の売上があります。その他の監査等委員候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
3. 野沢徹氏は当社の特定関係事業者である日本製紙株式会社において、平成25年4月から執行役員として、平成26年6月から取締役執行役員として業務を執行しております。
4. 野沢徹氏、大岡哲氏および大澤加奈子氏は、社外取締役の候補者であります。
5. 野沢徹氏は現任の当社社外監査役であり、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって1年となります。また、大岡哲氏は現任の当社社外取締役であり、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって3年となります。
6. 社外取締役候補者の選任理由および責任限定契約について

(1) 選任理由について

野沢徹氏につきましては、日本製紙株式会社における役員経験および同社管理部門における長年の業務経験において得られた知識・経験等を当社取締役会の監督機能強化に生かしていただきたいため、社外取締役である監査等委員として選任をお願いするものであります。

大岡哲氏につきましては、政策金融における長年の経験や豊かな国際経験と専門的学識経験、さらには当社とは異なる業界における社外取締役として得られた知識・経験等を当社取締役会の監督機能強化に生かしていただくことで社外取締役である監査等委員としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。

大澤加奈子氏につきましては、弁護士としての高度な法律知識および幅広い見識、さらには国内外の企業法務に携わることで得られた知識・経験等を当社取締役会の監督機能強化に生かしていただくことで社外取締役である監査等委員としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。

(2) 責任限定契約について

当社は社外から有能な人材を迎えることができるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき非業務執行取締役等の賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款に定め、非業務執行取締役等である社外監査等委員との間で当該契約を締結する考えであります。野沢徹氏、大岡哲氏および大澤加奈子氏が選任された場合は、当該責任限定契約を締結する予定であります。

なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は10百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額といたします。

7. 大岡哲氏は株式会社東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ており、選任された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。大澤加奈子氏は選任された場合、独立役員となる予定であります。

第4号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成18年6月29日開催の第112期定時株主総会第7号議案においてご承認をいただいております。その決議内容は「基本報酬額 年額350百万円以内」「賞与 年額120百万円以内」「株式報酬型ストックオプション 年額30百万円以内」となっており、修正されることなく現在に至っておりますが、当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、「基本報酬額 年額450百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）」
「賞与 年額150百万円以内」

「株式報酬型ストックオプション 年額30百万円以内」
と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、現在の取締役は12名（うち社外取締役2名）ですが、第1号議案および第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員であるものを除く。）は12名（うち社外取締役1名）となります。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。以下、本議案において同じ。）の報酬額を、監査等委員の職務と責任も考慮して、

「年額60百万円以内」
と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、第1号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員は4名（うち社外監査等委員3名）となります。

第6号議案 大規模買付行為における大規模買付ルールの継続の件

当社は、今後、株主に対する十分な情報提供を伴わない大規模買付行為（以下の i または ii に該当する買付またはその提案）が行われることを想定し、対応策として平成19年6月27日開催の第113期定時株主総会において「大規模買付ルール」を導入し、その後も関係法令の改正・施行、社会経済情勢の変化等を踏まえ、一部変更しながら継続してまいりましたが、その有効期間は、本定時株主総会終結の時までとなっております。

当社では、「大規模買付ルール」の導入・継続後も、社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる様々な議論の動向等を踏まえ、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための取り組みの一つとして、継続の是非を含め、そのあり方について引き続き検討してまいりましたが、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、「大規模買付ルール」を継続することを決定しました。

「大規模買付ルール」の継続にあたり、一部語句の修正・整理等を行っておりますが、基本的なスキームに変更はございません。

「大規模買付ルール」の有効期間は、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただけた場合、平成30年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までといたします。

なお、社外監査役2名を含む当社監査役4名全員は、いずれも本「大規模買付ルール」が相当である旨の意見を述べております。

また、現時点におきまして、当社は大規模買付行為を受けておりません。

つきましては、「大規模買付ルール」の継続につき、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

- i 当社が発行する株券等（注1）について、保有者（注2）の株券等保有割合（注3）が20%以上となる買付
- ii 当社が発行する株券等（注4）について、公開買付け（注5）後の公開買付者の株券等所有割合（注6）およびその特別関係者（注7）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

〔大規模買付ルールに関する当社の考え方および具体的な内容〕

1. 大規模買付ルール継続の必要性

平成27年3月末現在の当社の株主構成上、株主共同の利益を毀損するような大規模買付行為がなされる可能性は低いと考えておりますが、今後、当社グループが成長していく過程で、資本市場からの資金調達を行う可能性もあり、その場合には株主の持株比率が希釈化されることとなります。また、近年、外国人持株比率が増加するなど、株式並びに株主の流動化が進む傾向も見られています。

このような情勢に鑑みると、株主、顧客、取引先、従業員その他利害関係者の利益を含む、当社の企業価値を毀損しひいては株主共同の利益を毀損するような大規模買付行為がなされる可能性も決して否定できない状況にあるといわざるをえません。

将来、既存株主に思わぬ損害が発生することを避けるために「大規模買付ルール」を継続すべきと考えております。

2. 大規模買付ルールに対する当社の基本的な考え方

当社取締役会は、大規模買付行為がなされた場合、これに応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株主の皆様が判断に委ねられるべきものであると考えております。しかしながら、その前提として、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するためには、大規模買付者および当社取締役会双方からの適切な情報提供が不可欠であると考えております。逆に、株主の皆様が不十分な情報しか提供されないまま、大規模買付行為に応じるか否かの判断を迫られるような事態に陥ることは、株主共同の利益に反するものと考えております。

なかでも大規模買付行為が当社に与える影響や、大規模買付者が考える将来の経営方針や事業計画の内容等は、当社株主の皆様が大規模買付行為を受け入れるかどうかを検討するうえで重要な判断材料であると考えられ、同様に、当社取締役会が大規模買付行為について評価、検討を行ったうえでどのような意見を有しているかということも、当社株主の皆様にとっては重要な判断材料になると考えております。

当社取締役会は、このような基本的な考え方に立脚し、株主の皆様が大規模買付者および当社取締役会双方からの適切な情報提供と、判断するための十分な時間を確保するため、下記「5. 大規模買付ルールの内容」で後述する「大規模買付ルール」を設定・開示し、大規模買付者に対して「大規模買付ルール」の遵守を求めるとともに、「大規模買付ルール」が遵守されない場合には、大規模買付者を株主共同の利益を害する者と判断し、当社取締役会として必要な対抗措置を講じる方針であります。

なお、「大規模買付ルール」の有効期限の延長につきましては、当社および当社株主の皆様にとって非常に重要な決定事項であり、株主総会決議にて行うべきと考えております。

3. 大規模買付ルールの合理性

当社取締役会は、「大規模買付ルール」が会社法施行規則第118条第3号ハに定める要件、すなわち、

- ① 基本方針に沿うものであること
- ② 当社の株主の共同の利益を損なうものではないこと
- ③ 当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

に該当していると判断しております。その理由は、次の各項目に記載するのとおりであります。

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

「大規模買付ルール」は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める次の三原則を全て満たしております。

- ① 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則
- ② 事前開示・株主意思の原則
- ③ 必要性・相当性確保の原則

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

(2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

「大規模買付ルール」は、上記「2. 大規模買付ルールに対する当社の基本的な考え方」に記載のとおり、株主の皆様に対し、大規模買付者および当社取締役会双方からの適切な情報と、判断するための時間を確保し、また、当社が株主の皆様のために大規模買付者と交渉等を行うことを可能とするために定めているものであり、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的として導入しているものであります。

(3) 株主の意思を重視するものであること

「大規模買付ルール」は、株主総会にて導入・廃止・有効期限の延長を行うものであり、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

「大規模買付ルール」では、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを排除するため、弁護士・公認会計士・学識経験者・実績ある会社経営者、上場取引所の基準において独立性があると認められる社外役員等、当社取締役会で選任された委員3名以上で構成された独立委員会を設置いたします。

また、独立委員会による勧告は必ず公表することにしており、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上するため、株主の皆様には公正な判断を下せるよう、透明性を高める運営の仕組みを構築しております。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

「大規模買付ルール」は、下記「6. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針」に記載のとおり合理的かつ客観的な発動要件が充たされない限り、対抗措置が発動されないように規定しており、独立委員会による勧告など、当社取締役会によって恣意的な発動がなされることを排除するための仕組みを確保しております。

(6) デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策でないこと

「大規模買付ルール」は、下記「8. 大規模買付ルールの有効期限」に記載のとおり、当社取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、大規模買付者等が自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される当社取締役会により廃止することが可能です。従って「大規模買付ルール」は、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではございません。

また、当社は期差任期制を採用しておりませんので、取締役会の構成員の交代を一度に行うことができずにその発動を阻止するのに時間を要する、いわゆるスローハンド型買収防衛策でもございません。

4. 当社グループの企業価値の向上のために行う取り組み

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループの経営理念は、社名の「リンテック」すなわち"リンケージ（結合）"と"テクノロジー"、および社是「至誠と創造」に裏付けされる人の和、技術開発力を基軸とし、国内・海外の業界において、誰からも信頼される力強い躍動感あふれる会社として社会に貢献し、株主各位・顧客・社員家族の期待にこたえる斬新な経営を推進するというものであります。

当社グループは、「粘着応用技術」「表面改質技術」「特殊紙・剥離材製造技術」「システム化技術」という四つの固有技術を基盤とし、さらにそれらを高次元で融合させることによって、より差別化された独自性の高い製品創りを進めてまいります。また、高い倫理観のもと、CSRの精神を徹底し、社会から信頼される会社たるべく邁進してまいります。

(2) 中長期的な会社の経営戦略と会社の対処すべき課題

当社グループは、平成26年4月から平成29年3月までの3か年を対象とする中期経営計画「LINTEC INNOVATION PLAN 2016 (LIP-2016)」を策定し、スタートさせております。

その概要は以下のとおりであります。

【基本方針】

中期経営計画「LIP-2016」では、「攻めの経営と間断なきイノベーションで成長軌道を取り戻す」という基本方針を掲げ、国内事業の持続的な成長を図りつつ、今後も経済発展が見込まれる国や地域での事業規模の拡大、次世代を担う革新的新製品の創出、事業戦略をスピーディに実現するためのM&Aの推進など、各重点テーマについて積極果敢に取り組んでまいります。

同時に、これまで社員の行動の中にしっかりと根付いてきたイノベーションの精神をさらに深化させながら、コスト改革活動を強化し、経営環境に左右されることのない強靱な企業体質を築き上げてまいります。

【重点テーマ】

- ① グローバル展開のさらなる推進
 - (a) アジア地域を中心とした海外事業の拡大
 - (b) 未進出地域での事業基盤づくり
- ② 次世代を担う革新的新製品の創出
 - (a) 新製品の創出による新市場・新需要の開拓
 - (b) 新製品の創出のための研究開発基盤の強化
- ③ 強靱な企業体質への変革
 - (a) コスト競争力の強化
 - (b) 選択と集中
- ④ 戦略的M&Aの推進
 - (a) 成長戦略としてのターゲットの明確化
 - (b) M&A推進体制の強化

- ⑤ 人財の育成
 - (a) グローバル人材の確保と育成
 - (b) 持続的な階層別研修の実施

(3) コーポレート・ガバナンスの充実・強化のための取り組み

当社グループは、法令遵守を徹底し、経営の透明性、企業倫理の意識を高め、迅速な意思決定および効率的な業務執行を行っていくことが、コーポレート・ガバナンスの基本と考え、その充実・強化を通じて当社グループの企業価値および株主共同利益の更なる向上を目指してまいります。

その具体的な取り組みとして、取締役の任期を1年とし、株主の皆様に対する取締役の責任を明確にしているほか、平成23年6月24日開催の当社第117期定時株主総会および同日開催の当社取締役会において執行役員制度を導入し、経営の重要な意思決定を行う取締役と業務の執行を行う執行役員とを分離いたしました。これにより、取締役会の活性化、意思決定の迅速化を通して経営の効率化を図っております。

なお、取締役会の監督機能を強化するための施策として、本定時株主総会において監査等委員会設置会社に移行する予定であり、当社はコーポレート・ガバナンスのより一層の充実と経営のさらなる効率化を目指してまいります。

また、当社においては、上場取引所の基準において独立性の認められる社外役員が複数おります。

5. 大規模買付ルールの内容

(1) 意向表明

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、①大規模買付者の名称および住所、②設立準拠法、③代表者の氏名、④国内連絡先、⑤提案する大規模買付行為の概要並びに、⑥「大規模買付ルール」に従う旨の誓約を明示した書面（以下「意向表明書」といいます。）を提出していただきます。

なお、意向表明書における使用言語は日本語に限ります。

(2) 情報提供

次に、当社取締役会は、かかる意向表明書の受領後7営業日以内に、大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する情報として当社への提供を求める必要情報のリストを交付します。大規模買付者に提供を求める情報は、当社株主の皆様との適切な判断ならびに当社取締役会および下記「6. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針」で後述する独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）による適切な評価・検討のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）とします。大規模買付者には、本必要情報のリストの受領後、速やかに本必要情報を書面にて当社取締役会に対して提供していただくこととし、当社取締役会は本必要情報の記載書面を受領後、直ちに独立委員会にも提供いたします。

なお、本必要情報の記載書面における使用言語は日本語に限ります。

(3) 情報提供の内容

本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが、主な項目は以下のとおりであります。

- ① 大規模買付者およびそのグループの概要（大規模買付者の事業内容、資本構成、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的および具体的内容
- ③ 大規模買付行為における当社株式等の取得対価の算定根拠、取得資金の裏付け並びに資金調達の内容および条件
- ④ 大規模買付行為の完了後に想定している当社の経営方針、事業計画、資本政策、配当政策、労務政策および資産活用策
- ⑤ 大規模買付行為の完了後における従業員、取引先、その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針

なお、大規模買付者に当初提供していただいた情報が、大規模買付行為に関する当社株主の皆様への適切な判断または当社取締役会もしくは独立委員会による適切な評価、検討のための情報として不十分と認められる場合には、当社取締役会は、合理的な回答期限（60日間を上限とします。）を定め、大規模買付者に対して追加的に情報提供を求めることがあります。大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様のご判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点でその全部または一部を開示いたします。

また、本必要情報の提供が完了したとき、当社取締役会は大規模買付者にその旨通知するとともに、その事実を開示いたします。

(4) 評価期間

次に当社取締役会は、大規模買付行為の評価、検討の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、最大60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合）または最大90日間（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による大規模買付行為の評価、検討、大規模買付者との条件に関する交渉、大規模買付行為に対する意見形成、代替案の立案等のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として確保されるべきものと考えております。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後に開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は必要に応じて外部専門家の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見をとりまとめ、公表いたします。

(5) 交渉・代替案の提示

当社取締役会は、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することがあります。

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合の手続きの流れにつきましては、別紙1もご参照ください。

6. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合

大規模買付者により、「大規模買付ルール」が遵守されなかった場合には、独立委員会は当社取締役会に対して発動の勧告をするものいたします。当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社の株主全体の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとることがあります。その場合に具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することといたします。なお、対抗措置として新株予約権を発行する場合の概要は別紙2に記載のとおりとし、かかる新株予約権には対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件などを設けることがあります。

また、大規模買付者が「大規模買付ルール」を遵守したか否かを判断するに当たっては、大規模買付者が当社に関する詳細な情報を有していない場合など、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案するものとし、少なくとも、当社取締役会が提供を求めた必要情報の一部が大規模買付者より提供されていないことのみをもって、大規模買付者による「大規模買付ルール」の不遵守を認定することはしないものいたします。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が「大規模買付ルール」を遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案および当社取締役会が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。もっとも「大規模買付ルール」が遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうと認められる場合、例えば、

- ① 大規模買付行為の目的が、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式等を当社関係者に引き取らせることにある場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- ② 大規模買付行為の目的が、主として会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させること（いわゆる焦土化経営）にある場合
- ③ 大規模買付行為の目的が、主として会社経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用することにある場合

- ④ 大規模買付行為の目的が、主として会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式等の高価売り抜けをすることにある場合
- ⑤ 大規模買付行為の方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社の株式等の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、または明確にしないで、公開買付等の株式等の買付を行うことをいいます。）等の、当社株主の判断の機会または自由を制約し、事実上当社株主に当社の株式等の売却を強要するものである場合
- ⑥ 大規模買付行為の結果、当社の従業員・取引先・顧客その他の利害関係者の利益が損なわれ、それによって当社株主全体の利益が著しく毀損されることが合理的な根拠をもって判断される場合

などについては、当社取締役会は当社株主の皆様の利益を守るため、例外的に適切と考える方策を取ることがあります。当該大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうか否かの検討および判断については、その客観性および合理性を担保するため、当社取締役会は、当該大規模買付者および大規模買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や当該大規模買付行為が当社株主全体の利益に与える影響を踏まえたうえで、対抗措置を発動することの適否について独立委員会に必ず諮問することとし、かかる独立委員会は、諮問を受けた事項について勧告することといたします。独立委員会の行った勧告は公表することとし、当社取締役会はかかる勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動または不発動を決議し、その内容を公表するものといたします。

また、当社取締役会が対抗措置の発動を決議した後、または発動後においても、大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合や対抗措置を発動するか否かの判断の前提になった事実関係等に変動が生じた場合は、当社取締役会は独立委員会に諮問し、その勧告を受け、株主共同の利益を守るために発動した対抗措置を維持することが相当ではないと判断した場合は、対抗措置を中止または発動の停止をするものとし、その内容を公表いたします。

7. 独立委員会

当社取締役会は、「大規模買付ルール」を適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを排除し、その判断の客観性および合理性を担保するため、独立委員会を設置します。独立委員会は、公正で中立的な判断を可能とするため、弁護士・公認会計士・学識経験者・実績ある会社経営者、上場取引所の基準において独立性の認められる社外役員等、当社取締役会で選任された委員3名以上で構成されます。

当社取締役会は、意向表明書が提出されたとき、または大規模買付行為の動向が明らかになったときに独立委員会を招集し、大規模買付者が「大規模買付ルール」を遵守しているかどうかのチェックや、対抗措置発動の適否などを諮問し、独立委員会は、次の①から⑥の諮問を受けた事項について、原則として取締役会評価期間内に当社取締役会に対して勧告を行います。

- ① 大規模買付ルールを遵守しているか否かの判断
- ② 大規模買付行為の該当性の判断
- ③ 対抗措置の発動または不発動
- ④ 対抗措置の発動の中止または停止
- ⑤ 対抗措置の発動または不発動における各種条件の設定
- ⑥ その他当社取締役会が独立委員会に諮問すべきと決議した事項

また、当社取締役会が対抗措置の発動を決議した後、または発動後においても、大規模買付者が大規模買付行為を中止したときや対抗措置を発動するか否かの判断の前提になった事実関係等に変動が生じたときは、当社取締役会は独立委員会を招集し、対抗措置の発動の中止や停止の適否などを諮問し、独立委員会は当社取締役会に対して勧告を行います。

独立委員会は、大規模買付者が提供した本必要情報に不足があるとき、または提供された情報につき補足の情報が必要であると判断したときは、直接または当社取締役会を通じて大規模買付者に対し、合理的に必要と考える情報の提供を求められることができるものといたします。

独立委員会が上記勧告を行うにあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討のうえ、独立委員会が独自の判断で行うものといたします。また、独立委員会は、必要に応じて当社の費用により独立した第三者である専門家の助言を得ることができるものといたします。

対抗措置の発動または不発動、対抗措置の発動の中止や停止は、最終的には当社取締役会の決定事項となりますが、当社取締役会の決定に際しては独立委員会による勧告を最大限尊重し、かつ必ずこのような独立委員会の勧告手続きを経なければならないものとすることにより、独立委員会が当社取締役会の判断の公正さを確保する手段として機能するよう位置づけております。

なお、本継続時における独立委員会の委員の氏名および略歴は、別紙3に記載のとおりであります。

8. 大規模買付ルールの有効期限

「大規模買付ルール」の有効期限は、本定時株主総会において継続が承認可決された場合、平成30年6月に開催予定の当社定時株主総会終結の時までといたします。ただし、当該株主総会において「大規模買付ルール」の継続が承認可決された場合、かかる有効期限はさらに3年延長されるものとし、以後も同様といたします。

なお、有効期限の到来前であっても、当社株主総会または当社取締役会において「大規模買付ルール」を廃止する旨の決議がなされた場合は、「大規模買付ルール」はその時点で廃止されるものといたします。

また、当社取締役会は、有効期限の到来前であっても、企業価値および株主価値向上の観点から、会社法を含めた関係法令の整備等を踏まえ、「大規模買付ルール」を随時見直し、当社株主総会の承認可決を得て、「大規模買付ルール」の改定を行うことがあります。

その場合には、その変更内容を速やかにお知らせいたします。

9. 株主に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主に与える影響等

「大規模買付ルール」は、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護につながるものと考えております。従いまして、「大規模買付ルール」の設定は、当社株主の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主の皆様が利益に資するものであると考えております。

(2) 対抗措置発動時に株主に与える影響等

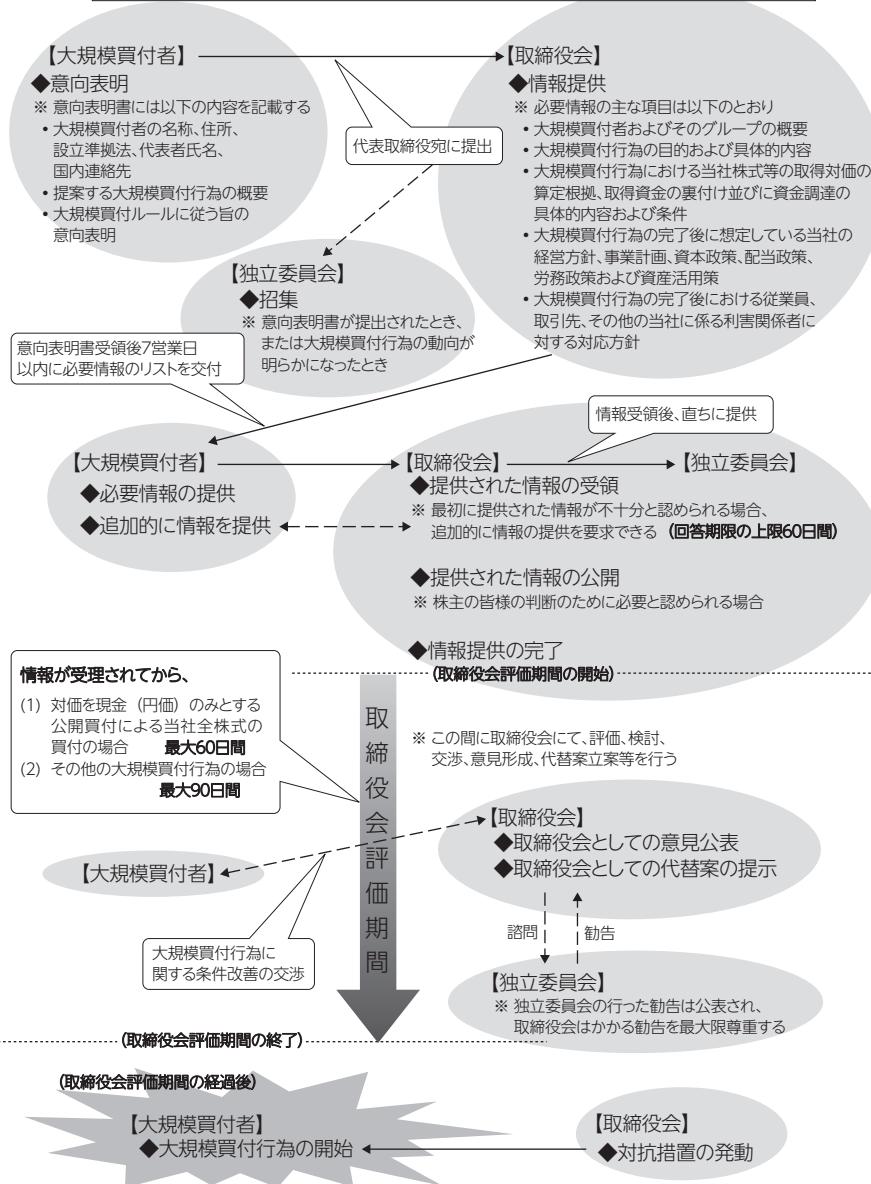
当社取締役会は、当社株主全体の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、当社株主の皆様（「大規模買付ルール」を遵守しなかった大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。なお、当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、当社は、新株予約権の割当の基準日や新株予約権の割当の効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回したり、大規模買付行為の条件等を変更するなどの事情により、対抗措置の発動の中止または停止を当社取締役会が決議したときは、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権の割当を中止または当社が新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付等を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性がございます。

- (注) 1. 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。
2. 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。
3. 金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。以下同じとします。
4. 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。以下iiにおいて同じとします。
5. 金融商品取引法第27条の2第6項に定義される公開買付けをいいます。以下同じとします。
6. 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。以下同じとします。
7. 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者（当社取締役会がこれに該当すると認められる者を含みます）をいいます。以下同じとします。

以上

大規模買付ルールの流れについて



新株予約権を発行する場合の概要

1. 新株予約権割当の対象となる株主およびその発行条件
当社取締役会において定める割当日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の数は、定款に規定される発行可能株式総数から発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）総数を控除した数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 発行する新株予約権の数
発行する新株予約権の数は、当社取締役会が定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。
4. 新株予約権の払込価額
新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
5. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の内容およびその価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産は、1円以上で当社取締役会が定める額とする。
6. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
7. 新株予約権の行使条件等
大規模買付者等に行使を認めないこと等を行使の条件として定めることがある。
また、取得条項および取得条件を設けることがあり、大規模買付者その他の株主とで、取得の対価等に関し、異なる取り扱いをすること、あるいは大規模買付者が保有する新株予約権は取得の対象としないことがある。
なお、大規模買付者が保有する新株予約権を取得の対象とする場合、その対価として現金の交付は行わないこととする。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。
8. 新株予約権の行使期間等
新株予約権の割当がその効力を生ずる日、新株予約権の行使期間、取得条件その他必要な事項については、当社取締役会が定めるものとする。

別紙3

独立委員会の委員の氏名および略歴

篠原 榮一（しのはら えいいち）

昭和17年7月3日生まれ

昭和41年 東京電気株式会社 入社

昭和48年 等松・青木監査法人（現 有限責任監査法人トーマツ）入所

平成8年 代表社員就任

平成14年から17年

日本公認会計士協会 公会計委員会委員長

平成17年 監査法人 トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）退職

平成13年 厚生労働省監察本部専門員等、9委員会の委員〔現任〕

平成18年 東北大学会計大学院非常勤講師〔現任〕

平成19年 当社独立委員会 委員〔現任〕

大川 康平（おおかわ こうへい）

昭和35年9月14日生まれ

昭和62年 弁護士登録 梶谷綜合法律事務所 入所

平成6年 大川・永友法律事務所（現 大川法律事務所）移籍〔現在に至る〕

平成10年 米久株式会社 監査役〔現任〕

平成20年 当社独立委員会 委員〔現任〕

平成23年 イー・ガーディアン株式会社 監査役〔現任〕

平成24年 ネポン株式会社 監査役〔現任〕

大岡 哲（おおおか さとし）

昭和26年4月24日生まれ

昭和50年 日本開発銀行 入行

平成11年 同行設備投資研究所 副所長

平成14年 日本政策投資銀行（現 株式会社日本政策投資銀行）審議役

平成15年 日本大学総合科学研究所 教授

平成15年 慶應義塾大学環境情報学部 講師

平成15年 中央大学大学院商学研究科 講師〔現任〕

平成16年 ビズネット株式会社 社外取締役

平成18年 リョービ株式会社 社外取締役〔現任〕

平成19年 当社独立委員会 委員〔現任〕

平成24年 当社社外取締役〔現任〕

大澤 加奈子（おおさわ かなこ）

昭和45年12月22日生まれ

平成10年 弁護士登録 梶谷総合法律事務所 入所〔現在に至る〕

平成17年 米国ニューヨーク州弁護士資格取得

- (注) 1. 独立委員会委員4氏と当社との間には、いずれも特別の利害関係はございません。
2. 大岡哲氏は、当社の社外取締役であります。
3. 大澤加奈子氏は本定時株主総会において、第3号議案（監査等委員である取締役4名選任の件）が承認可決された場合、当社の社外取締役に就任する予定であります。

以 上



1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における世界経済は、米国では個人消費の回復などにより景気は堅調に推移しましたが、欧州では停滞が続き、また、中国では一層減速感が強まってまいりました。一方、我が国においては、消費増税による個人消費の落ち込みや急激な円安による輸入価格の上昇などの影響を受けましたが、経済・金融政策などにより、期後半には明るい兆しが見えてまいりました。

このような経営環境の中、当社グループでは新中期経営計画「LIP-2016」を昨年4月からスタートさせ、「攻めの経営と間断なきイノベーションで成長軌道を取り戻す」という基本方針のもと、各課題に積極的に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高は2,072億55百万円（前年同期比2.0%増）、営業利益は168億81百万円（同22.6%増）、経常利益は179億1百万円（同36.0%増）、当期純利益は116億59百万円（同37.1%増）となりました。

なお、当期の期末配当金につきましては、平成27年5月8日開催の取締役会決議で、26円といたしました。これにより、年間配当金は中間配当金の22円と合わせ、48円となりました。

① 印刷材・産業工材関連

当セグメントの売上高は867億64百万円（前年同期比0.6%増）、営業利益は28億78百万円（同25.6%増）となりました。当セグメントの事業部門別の売上げの状況は次のとおりです。

(印刷・情報材事業部門)

シール・ラベル用粘着製品は国内では食品用、家電用を中心に消費増税後の需要の落ち込みの影響を受け低調に推移しました。海外においてはタイ、ベトナムを中心にアセアン地域で伸長しました。この結果、当事業部門は前年同期に比べ増加となりました。

(産業工材事業部門)

ウインドーフィルムやマーキングフィルムが国内においては低調でしたが、二輪を含む自動車用粘着製品がインドやアセアン地域で堅調に推移しました。この結果、当事業部門は前年同期並みとなりました。

売上高

2,072億 55百万円（前年同期比 2.0%増）

営業利益

168億 81百万円（前年同期比 22.6%増）

経常利益

179億 1百万円（前年同期比 36.0%増）

当期純利益

116億 59百万円（前年同期比 37.1%増）

② 電子・光学関連

当セグメントの売上高は832億7百万円（前年同期比5.1%増）、営業利益は100億71百万円（同47.1%増）となりました。当セグメントの事業部門別の売上げの状況は次のとおりです。

（アドバンストマテリアルズ事業部門）

半導体関連粘着テープはスマートフォンなどの需要効果により大幅に伸長し、半導体関連装置についても台湾市場を中心に好調に推移しました。また、積層セラミックコンデンサー製造用コートフィルムについてもスマートフォンや自動車用などの需要効果により大幅に伸長しました。この結果、当事業部門は前年同期に比べ増加となりました。

（オプティカル材事業部門）

液晶ディスプレイ関連粘着製品はテレビの大型化やスマートフォンなどの需要効果はありましたが、売上構成の変化などの影響を受けました。この結果、当事業部門は前年同期に比べ減少となりました。

③ 洋紙・加工材関連

当セグメントの売上高は372億83百万円（前年同期比1.4%減）、営業利益は39億96百万円（同14.0%減）となりました。当セグメントの事業部門別の売上げの状況は次のとおりです。

（洋紙事業部門）

主力のカラー封筒用紙が堅調に推移したほか、建材用紙や耐油紙などの需要が増加しました。この結果、当事業部門は前年同期に比べ増加となりました。

（加工材事業部門）

炭素繊維複合材料用工程紙が航空機用を中心に伸長したほか、FPCカバーレイ用剥離紙が堅調に推移しましたが、合成皮革用工程紙が主要市場である中国国内の市況低迷の影響を受け減少となりました。この結果、当事業部門は前年同期に比べ減少となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施した設備投資の総額は77億54百万円であります。主要な設備投資の状況は次のとおりであります。

① 当連結会計年度に完成した主要設備

当連結会計年度に完成した主要な設備はありません。

② 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設・拡充・改修

研究所	研究新棟建設
三島工場	建物耐震化、調成工程合理化工事
新宮事業所	フィルム粘着塗工設備
LINTEC (THAILAND) CO., LTD.	フィルム粘着塗工設備

③ 重要な固定資産の売却・撤去・減失

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

平成28年3月期の世界経済見通しにつきましては、米国は個人消費の堅調な推移や雇用の改善を背景に回復が続くと見込まれるものの、欧州の金融不安や中国を中心とした新興国では景気の拡大テンポが一段と緩やかになることが懸念されるなど、世界経済の先行きは不透明な状況が続くものと予想されます。一方、我が国においては、雇用・所得環境の改善や輸出企業を中心とした企業業績の改善などにより、緩やかながらも回復していくことが期待されます。

このような状況の中、当社グループでは、平成26年4月からスタートさせた新中期経営計画「LIP-2016」において、「攻めの経営と間断なきイノベーションで成長軌道を取り戻す」という基本方針を掲げ、国内事業の持続的な成長を図りつつ、今後も経済発展が見込まれる国や地域での事業規模の拡大、次世代を担う革新的新製品の創出、事業戦略をスピーディーに実現するためのM&Aの推進など、各重点テーマについて積極果敢に取り組んでまいります。

同時に、これまで社員の行動の中にしっかりと根付いてきたイノベーションの精神をさらに深化させながら、コスト改革活動を強化し、経営環境に左右されることのない強靱な企業体質を築き上げてまいります。

【LIP-2016の重点テーマ】

1. グローバル展開のさらなる推進
 - (1) アジア地域を中心とした海外事業の拡大
 - (2) 未進出地域での事業基盤づくり
2. 次世代を担う革新的新製品の創出
 - (1) 新製品の創出による新市場・新需要の開拓
 - (2) 新製品の創出のための研究開発基盤の強化
3. 強靱な企業体質への変革
 - (1) コスト競争力の強化
 - (2) 選択と集中
4. 戦略的M&Aの推進
 - (1) 成長戦略としてのターゲットの明確化
 - (2) M&A推進体制の強化
5. 人財の育成
 - (1) グローバル人材の確保と育成
 - (2) 継続的な階層別研修の実施

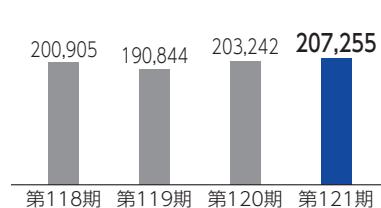
(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

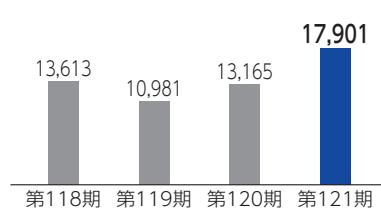
区 分	第118期 (平成24年3月期)	第119期 (平成25年3月期)	第120期 (平成26年3月期)	第121期 (平成27年3月期)
売上高 (百万円)	200,905	190,844	203,242	207,255
経常利益 (百万円)	13,613	10,981	13,165	17,901
当期純利益 (百万円)	8,648	7,681	8,501	11,659
1株当たり当期純利益 (円)	115.26	102.83	114.22	161.63
総資産 (百万円)	210,203	216,048	225,073	237,444
純資産 (百万円)	132,847	143,569	152,610	171,674
1株当たり純資産 (円)	1,766.60	1,909.57	2,100.87	2,363.81

(注) 1株当たり当期純利益は自己株式控除後の期中平均株式数に基づき、また、1株当たり純資産は自己株式控除後の期末発行済株式総数に基づき算出しております。

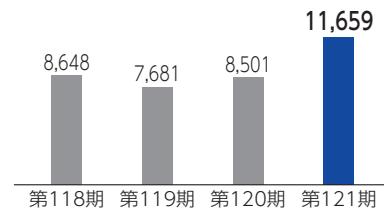
▶ 売上高 (百万円)



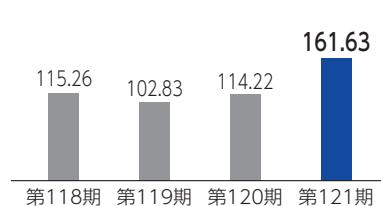
▶ 経常利益 (百万円)



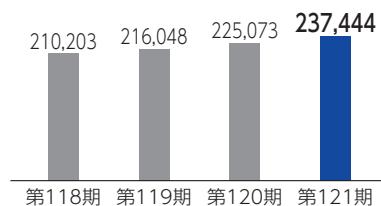
▶ 当期純利益 (百万円)



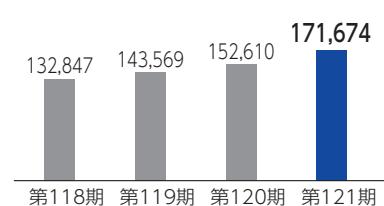
▶ 1株当たり当期純利益 (円)



▶ 総資産 (百万円)



▶ 純資産 (百万円)

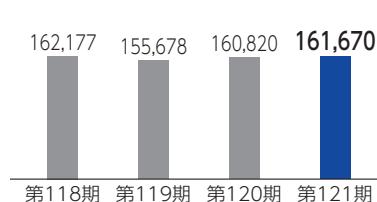


② 当社の財産および損益の状況の推移

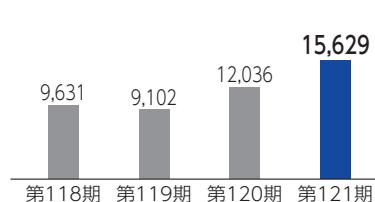
区 分	第118期 (平成24年3月期)	第119期 (平成25年3月期)	第120期 (平成26年3月期)	第121期 (平成27年3月期)
売上高 (百万円)	162,177	155,678	160,820	161,670
経常利益 (百万円)	9,631	9,102	12,036	15,629
当期純利益 (百万円)	6,371	6,738	8,721	11,247
1株当たり当期純利益 (円)	84.92	90.21	117.18	155.92
総資産 (百万円)	184,383	184,318	182,436	187,894
純資産 (百万円)	110,120	114,210	115,267	126,647
1株当たり純資産 (円)	1,473.00	1,527.52	1,596.04	1,753.37

(注) 1株当たり当期純利益は自己株式控除後の期中平均株式数に基づき、また、1株当たり純資産は自己株式控除後の期末発行済株式総数に基づき算出しております。

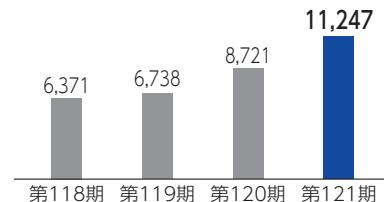
▶ 売上高 (百万円)



▶ 経常利益 (百万円)



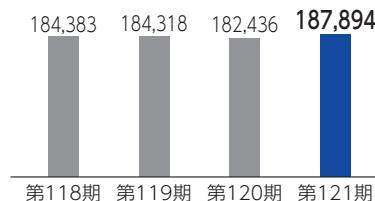
▶ 当期純利益 (百万円)



▶ 1株当たり当期純利益 (円)



▶ 総資産 (百万円)



▶ 純資産 (百万円)



(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金および出資金	当社の 出資比率	主 要 な 事 業 内 容
リンテックコマース株式会社	百万円 400	100%	印刷材・産業工材関連製品の加工販売
リンテックサインシステム株式会社	百万円 40	100%	印刷材・産業工材関連製品の加工販売
富士ライト株式会社	百万円 18	83.3%	印刷材・産業工材および洋紙・加工材関連製品の加工販売
LINTEC USA HOLDING, INC.	米ドル 100	100%	持株会社
MADICO, INC.	米ドル 200,000	(100%)	印刷材・産業工材関連製品の製造販売
LINTEC OF AMERICA, INC.	米ドル 1,000	(100%)	印刷材・産業工材および電子・光学関連製品の販売および研究開発
LINTEC EUROPE B. V.	ユーロ 81,680	100%	印刷材・産業工材および洋紙・加工材関連製品の販売
LINTEC ADVANCED TECHNOLOGIES (EUROPE) GMBH	ユーロ 250,000	100%	電子・光学関連製品の販売
琳得科（蘇州）科技有限公司	米ドル 38,800,000	100%	印刷材・産業工材および洋紙・加工材関連製品の製造販売
琳得科（天津）実業有限公司	米ドル 6,920,000	100%	印刷材・産業工材関連製品の製造販売
普林特科（天津）標籤有限公司	百万円 500	100%	印刷材・産業工材関連製品の製造販売
LINTEC ADVANCED TECHNOLOGIES (SHANGHAI), INC.	米ドル 300,000	100%	電子・光学関連製品の販売
LINTEC SPECIALITY FILMS (TAIWAN), INC.	台湾ドル 361,000,000	100%	電子・光学関連製品の製造販売
LINTEC HI-TECH (TAIWAN), INC.	台湾ドル 10,000,000	100%	印刷材・産業工材関連製品の販売
LINTEC ADVANCED TECHNOLOGIES (TAIWAN), INC.	台湾ドル 146,500,000	100%	電子・光学関連製品の販売
LINTEC KOREA, INC.	韓国ウォン 25,000,000,000	100%	電子・光学関連製品の製造販売

会社名	資本金および出資金	当社の出資比率	主要な事業内容
LINTEC SPECIALITY FILMS (KOREA), INC.	韓国ウォン 12,000,000,000	100%	電子・光学関連製品の製造販売
LINTEC ADVANCED TECHNOLOGIES (KOREA), INC.	韓国ウォン 2,820,000,000	100%	電子・光学関連製品の販売
PT. LINTEC INDONESIA	米ドル 17,000,000	65%	印刷材・産業工材関連製品の製造販売
PT. LINTEC JAKARTA	米ドル 300,000	(100%)	印刷材・産業工材関連製品の販売
LINTEC SINGAPORE PRIVATE LIMITED	シンガポールドル 500,000	100%	印刷材・産業工材および電子・光学関連製品の販売
LINTEC ADVANCED TECHNOLOGIES (PHILIPPINES), INC.	フィリピンペソ 10,596,600	(100%)	電子・光学関連製品の販売
LINTEC PHILIPPINES (PEZA), INC.	フィリピンペソ 9,300,000	(100%)	印刷材・産業工材関連製品の販売
LINTEC (THAILAND) CO., LTD.	バーツ 1,640,000,000	100%	印刷材・産業工材および洋紙・加工材関連製品の製造販売
LINTEC BKK PTE LIMITED	バーツ 200,000,000	(100%)	印刷材・産業工材および洋紙・加工材関連製品の販売
LINTEC VIETNAM CO., LTD.	ドン 26,098,979,000	(100%)	印刷材・産業工材関連製品の販売
LINTEC HANOI VIETNAM CO., LTD.	ドン 20,828,000,000	(100%)	印刷材・産業工材関連製品の販売
LINTEC INDIA PRIVATE LIMITED	インドルピー 140,000,000	(100%)	印刷材・産業工材関連製品の販売
LINTEC INDUSTRIES (MALAYSIA) SDN. BHD.	リンギット 50,000,000	100%	電子・光学関連製品の製造販売
LINTEC INDUSTRIES (SARAWAK) SDN. BHD.	リンギット 2,384,300	100%	電子・光学関連製品の製造販売
LINTEC KUALA LUMPUR SDN. BHD.	リンギット 500,000	(100%)	印刷材・産業工材関連製品の販売
LINTEC ADVANCED TECHNOLOGIES (MALAYSIA) SDN. BHD.	リンギット 500,000	(100%)	電子・光学関連製品の販売

(注) 当社の出資比率の()内は間接所有割合です。

(7) 主要な事業内容

セグメント	主 要 な 製 品
印刷材・産業工材関連	シール・ラベル用粘着製品、ラベル印刷機、バーコードプリンタ、ラベリングマシン、自動車用粘着製品、工業用粘着テープ、ウインドーフィルム、屋外看板・広告用フィルム、内装用化粧シート
電子・光学関連	半導体関連粘着テープ、半導体関連装置、積層セラミックコンデンサー製造用コートフィルム、液晶ディスプレイ関連粘着製品
洋紙・加工材関連	カラー封筒用紙、色画用紙、特殊機能紙、高級印刷用紙、高級紙製品用紙、一般用剥離紙、光学関連製品用剥離フィルム、合成皮革用工程紙、炭素繊維複合材料用工程紙

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
4,413名	増 190名

(注) 従業員数には役員・顧問・パート等は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,524名	減 12名	40.8歳	18.6年

(注) 従業員数には関連会社への出向者数134名を含んでおります。

(9) 主要な借入先

借入先	借入額
	百万円
株式会社みずほ銀行	300
株式会社三菱東京UFJ銀行	300
株式会社三井住友銀行	300
株式会社りそな銀行	100
農林中央金庫	100



2. 会社の株式に関する事項 (平成27年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 300,000,000株

(2) 発行済株式の総数 72,135,625株
(ただし自己株式4,428,615株を除く)

(3) 単元株式数 100株

(4) 株主数 6,246名

(5) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数 千株	持 株 比 率 %
日本製紙株式会社	21,737	30.13
MSIP CLIENT SECURITIES	3,258	4.51
全国共済農業協同組合連合会	2,295	3.18
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,809	2.50
庄 司 た み 江	1,796	2.49
塩 飽 恵 以 子	1,543	2.13
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	1,448	2.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,361	1.88
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	1,005	1.39
THE BANK OF NEW YORK, NON-TREATY JASDEC ACCOUNT	977	1.35

- (注) 1. 当社は自己株式4,428,615株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
2. 持株比率の算定に当たっては、自己株式4,428,615株を控除して計算しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成27年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	大 内 昭 彦	
代表取締役社長	西 尾 弘 之	社長執行役員
取 締 役	浅 井 仁	副社長執行役員 管理本部長兼経営企画室長兼総務・人事本部管掌
取 締 役	川 崎 茂	副社長執行役員 事業統括本部長
取 締 役	市 橋 孝 二	専務執行役員 事業統括本部副本部長
取 締 役	小 林 賢 治	専務執行役員 技術統括本部長
取 締 役	小 山 貢 二	専務執行役員 生産本部長兼品質・環境統括本部管掌
取 締 役	飯 海 誠	常務執行役員 事業統括本部副本部長
取 締 役	江 部 和 義	常務執行役員 事業統括本部オペティカル材事業部門長兼生産本部新宮事業所管掌
取 締 役	中 村 孝	常務執行役員 事業統括本部洋紙事業部門長兼加工材事業部門管掌
取締役（社外）	佐 藤 信 一	日本製紙株式会社 常務執行役員 印刷用紙営業本部長、国際販売統括部管掌
取締役（社外）	大 岡 哲	中央大学大学院商学研究科 講師 リョービ株式会社 社外取締役 当社独立委員会 委員
常 勤 監 査 役	吉 川 契 太	
常 勤 監 査 役	山 本 敏 夫	
監査役（社外）	野 沢 徹	日本製紙株式会社 取締役 執行役員 企画本部長、関連企業担当 日本製紙クレシア株式会社 取締役
監査役（社外）	井戸川 員 三	公認会計士

- (注) 1. 取締役佐藤信一氏および大岡哲氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役野沢徹氏および井戸川員三氏は、社外監査役であります。
 3. 当事業年度中の取締役および監査役の異動は次のとおりであります。
 ① 監査役馬城文雄氏は、平成26年6月26日開催の第120期定時株主総会終結の時をもって、辞任により退任いたしました。
 ② 平成26年6月26日開催の第120期定時株主総会において、野沢徹氏は新たに監査役として選任され就任いたしました。
 4. 常勤監査役山本敏夫氏は、当社経営企画室等において長年の業務経験を重ねてきており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 監査役野沢徹氏は、日本製紙株式会社の管理部門において長年の業務経験を重ねてきており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役井戸川員三氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 取締役大岡哲氏および監査役井戸川員三氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
8. 平成27年4月1日付で、下記6氏の地位および担当が、次のとおり変更となりました。

地 位	氏 名	担 当
取 締 役	浅 井 仁	副社長執行役員 管理本部長兼経営企画室長
取 締 役	江 部 和 義	常務執行役員 事業統括本部副本部長兼オプティカル材事業部門長 兼生産本部新宮事業所管掌
取 締 役	中 村 孝	常務執行役員 事業統括本部副本部長
取 締 役	市 橋 孝 二	事業統括本部長補佐
取 締 役	小 林 賢 治	研究開発本部長補佐兼生産本部長補佐
取 締 役	飯 海 誠	事業統括本部長補佐

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	取 締 役		うち社外取締役		監 査 役		うち社外監査役	
	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額
基本報酬額	12名	349百万円	2名	8百万円	5名	44百万円	3名	8百万円
賞 与	10名	111百万円						
株式報酬型 ストック オプション	10名	21百万円						

(注) 平成18年6月29日開催の第112期定時株主総会決議による限度額

取締役基本報酬年額	350百万円以内
取締役賞与年額	120百万円以内
取締役に対する株式報酬型ストックオプション年額	30百万円以内
監査役報酬年額	60百万円以内

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役 佐藤信一

ア. 重要な兼職先と当社との関係

日本製紙株式会社は、当社の大株主かつ主要取引先という関係にあります。

イ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の取締役会に15回中15回出席し、日本製紙株式会社の現役役員として培ってきた豊富な経験・見地から、議案審議等に必要かつ有効な発言を適宜行っております。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は10百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。

② 取締役 大岡 哲

ア. 重要な兼職先と当社との関係

開示すべき関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の取締役会に15回中15回出席し、政策金融における長年の経験や豊かな国際経験と専門的学識経験、さらには当社とは異なる業界における社外取締役として得られた知識・経験等を生かし、議案審議等に必要かつ有効な発言を適宜行っております。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は10百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。

③ 監査役 野沢 徹

ア. 重要な兼職先と当社との関係

日本製紙株式会社は、当社の大株主かつ主要取引先という関係にあります。また、日本製紙クレシア株式会社は、日本製紙株式会社の子会社であります。

イ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会への出席状況および発言状況

在任期間中に開催された当事業年度の取締役会に11回中8回出席し、日本製紙株式会社および日本製紙クレシア株式会社の現役役員として培ってきた豊富な経験・見地から、議案審議等に必要かつ有効な発言を適宜行っております。

・監査役会への出席状況および発言状況

在任期間中に開催された当事業年度の監査役会に10回中10回出席し、日本製紙株式会社および日本製紙クレシア株式会社の現役役員として培ってきた豊富な経験・見地から、監査品質向上につながる有効な発言を適宜行っております。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は10百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。

④ 監査役 井戸川員三

ア. 重要な兼職先と当社との関係

開示すべき関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の取締役会に15回中15回出席し、公認会計士としての専門的見地から、議案審議等に必要かつ有効な発言を適宜行っております。

・監査役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の監査役会に13回中13回出席し、公認会計士としての専門的見地から、監査品質向上につながる有効な発言を適宜行っております。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は10百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。



4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

責任限定契約は締結しておりません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	84百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	84百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人に対する報酬の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、また、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の海外連結子会社29社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会の決議または監査役会の同意を得たうえで、会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の継続監査年数等を勘案し、監査役会の決議または監査役会の同意を得たうえで、再任・不再任の決定を行います。



5. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

平成18年5月1日の会社法施行により、会社法第362条第4項第6号に定める体制、いわゆる内部統制システムの基本方針について、平成18年5月9日開催の取締役会にて次のとおり決議し、平成19年3月22日、平成21年5月13日および平成23年6月24日開催の取締役会で一部内容を変更しております。

また、内部統制システムのモニタリングおよびプロセス監査を目的とする監査室を設置し、監査役とも連携を図り、現業部門から独立した立場で内部統制システム構築・運用に関するアドバイスの活動を行っています。

【内部統制システムの基本方針】

1. 業務運営の基本方針について

当社は社是・経営理念および行動規範を経営基本方針とし、取締役、監査役並びにグループ全社員に徹底するよう努力しております。

(社 是)

至誠と創造

(経営理念)

社名の「リンテック」、すなわち「リンケージ」（結合）と「テクノロジー」および社是「至誠と創造」に裏付けされる人の和、技術開発力を基軸とし、国内・海外の業界において、だれからも信頼される力強い躍動感あふれる会社として社会に貢献し、株主各位・顧客・社員家族の期待にこたえる斬新な経営を推進します。

(行動規範)

企業活動の根幹は「コンプライアンス（法令遵守）」であり、リンテックグループの国内・外における企業活動において「関連法規」並びに「社会ルール」を遵守してまいります。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に対する体制

情報の保存および管理については、法令により定められた文書を含めて文書の種類ごとに文書規定を制定し、保存・管理しております。文書およびその他情報の取り扱いについては、情報セキュリティ管理規程、営業秘密管理規程を制定し、管理しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営にはさまざまなリスクがありますが、当社の規程全体が、業務執行に伴うリスク要因を前提に構成されております。また、各部門ごとにマニュアル化を進め、運用の徹底を図ることにより、リスクを未然に回避する努力をしており、今後個別リスクに対応するべく整備を進めてまいります。また、災害時などの緊急時のために、通常業務によるリスク管理とは別に全社統括危機管理規程を定めており、災害はもとより、不祥事対応の際にも危機管理組織を立ち上げられる体制が整備されております。さらに、緊急連絡網の整備に加え、安否確認システムを導入しており、緊急時の即応体制を強化しております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社では業務分掌規程による各組織の役割分担に対応した取締役の担当職務を定めるとともに、執行役員制度の導入により、経営と執行の分離及び意思決定の迅速化を図っております。また、環境の変化に対応できるよう随時組織を見直し、必要に応じて組織横断的な委員会を随時発足させるなど、職務執行の効率性の維持を図っております。
5. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
CSR委員会活動を通じて企業の社会的責任をより具体化し、職務執行に反映しております。通常業務においては、業務分掌規程に基づき所属組織の役割分担および指揮命令系統を定め、そのラインの上司による管理を行っております。同時にグループの取締役、監査役、使用人に対して行動規範ガイドラインを定め、コンプライアンスの徹底を図っております。それ以外にも監査規程に基づく内部監査や、内部通報制度を設けコンプライアンスに努めております。
6. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は関係会社業務規程を制定し、主管部門が当社グループの業務統制を行うことにより、適正の維持に努めております。また、内部監査規程を制定し、監査役並びに監査室が、定期的にまたは必要に応じ、随時当社並びにグループ会社各社の監査を行い、規程の運用状況を確認しております。また、グループ全体の行動規範ガイドラインを定め、周知を図っております。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する件およびその使用人の取締役からの独立性に関する件
当社は従来からの監査役監査体制を見直し、平成20年4月から適用された内部統制システムの監査業務を含めた監査役監査の実効性をより一層高め、かつ監査職務をさらに円滑に遂行する体制を確保するため、監査役の業務を補助する監査役会事務局を置いております。
なお、監査役会事務局スタッフへの指示命令は監査役が行うものとし、監査役会事務局スタッフへの人事異動・人事評価・懲戒処分は監査役の同意を得なければならないものとしております。
8. 監査役への報告体制およびその他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社は、監査役に会社の情報が障害なく入るための体制を確保する目的で、取締役、使用人のみならず会計監査人、顧問弁護士、顧問税理士などからの情報も入る環境を整備しております。具体的には代表取締役との定期的会合、取締役会、経営会議、戦略会議などの重要会議への監査役の出席・意見陳述の場を制度として確保しております。また、会計監査人、顧問弁護士、顧問税理士と監査役とが直接会って情報の交換を行うなどの連携を図る体制にしております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社取締役会は、大規模買付行為がなされた場合、これに応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株主の皆様への判断に委ねられるべきものであると考えております。

しかしながら、その前提として、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するためには、大規模買付者および当社取締役会双方からの適切な情報提供が不可欠であると考えております。逆に、株主の皆様が不十分な情報しか提供されないまま、大規模買付行為に応じるか否かの判断を迫られるような事態に陥ることは、株主共同の利益に反するものと考えております。

なかでも大規模買付行為が当社に与える影響や、大規模買付者が考える将来の経営方針や事業計画の内容等は、当社株主の皆様が大規模買付行為を受け入れるかどうかを検討するうえで重要な判断材料であると考えられ、同様に、当社取締役会が大規模買付行為について評価、検討を行ったうえでどのような意見を有しているかということも、当社株主の皆様にとっては重要な判断材料になると考えております。

当社取締役会は、このような基本的な考え方に立脚し、株主の皆様が大規模買付者および当社取締役会双方からの適切な情報提供と、判断するための十分な時間を確保することが必要と判断しております。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、上記基本方針に基づき、株主共同の利益を害する大規模買付行為を防止するための取り組みとして「大規模買付ルール」を導入しております。大規模買付者に対して同ルールの遵守を求めるとともに、遵守されない場合には、大規模買付者を株主共同の利益を害する者と判断し、当社取締役会として必要な対抗措置を講じる考えであります。

なお、「大規模買付ルール」の内容につきましては、18頁から31頁に記載のとおりであります。

③ 大規模買付ルールに関する当社取締役会の判断およびその理由

当社取締役会は、上記「大規模買付ルール」が会社法施行規則第118条第3号ハに定める要件、すなわち、「基本方針に沿うものであること」、「当社の株主の共同の利益を損なうものではないこと」および「当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと」のそれぞれに該当していると判断しております。

具体的には、同ルールは有効期限を3年として株主総会にて延長または廃止を行い、株主の意思が反映される仕組みであることのほか、客観的合理性のある条件が満たされない限り対抗措置が発動されないように規定され、かつ社外の有識者から成る独立委員会による勧告を尊重するなどの手続きが定められていることから、前記①の基本方針に沿うものであって株主共同の利益を損なうものでなく、かつ会社役員の地位の維持を目的としたものではないと判断しております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主への利益還元の充実を経営上の最重要課題の一つと位置づけており、利益配分につきましては、経営基盤の強化を図りつつ、各事業年度の連結業績を勘案し、安定的かつ継続的な配当を行っていくことを基本といたします。内部留保資金につきましては、財務基盤の強化ならびに将来の企業価値向上のための生産設備や研究開発投資などに有効に活用してまいります。

~~~~~  
本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。



## 連結貸借対照表 (平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額            | 科 目             | 金 額            |
|-----------------|----------------|-----------------|----------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                | <b>(負債の部)</b>   |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>163,017</b> | <b>流動負債</b>     | <b>57,058</b>  |
| 現金及び預金          | 62,059         | 支払手形及び買掛金       | 40,674         |
| 受取手形及び売掛金       | 64,094         | 短期借入金           | 1,695          |
| たな卸資産           | 32,142         | 未払法人税等          | 3,413          |
| 繰延税金資産          | 1,879          | 役員賞与引当金         | 111            |
| その他             | 2,944          | その他             | 11,164         |
| 貸倒引当金           | △103           |                 |                |
|                 |                | <b>固定負債</b>     | <b>8,711</b>   |
| <b>固定資産</b>     | <b>74,427</b>  | 環境対策引当金         | 140            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>61,503</b>  | 退職給付に係る負債       | 7,853          |
| 建物及び構築物         | 26,595         | その他             | 717            |
| 機械装置及び運搬具       | 19,299         |                 |                |
| 土地              | 10,263         | <b>負債合計</b>     | <b>65,770</b>  |
| 建設仮勘定           | 3,635          | <b>(純資産の部)</b>  |                |
| その他             | 1,710          | <b>株主資本</b>     | <b>158,928</b> |
|                 |                | 資本金             | 23,201         |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>2,538</b>   | 資本剰余金           | 26,830         |
|                 |                | 利益剰余金           | 116,638        |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>10,384</b>  | 自己株式            | △7,741         |
| 投資有価証券          | 3,313          | その他の包括利益累計額     | 11,586         |
| 退職給付に係る資産       | 1,823          | その他有価証券評価差額金    | 832            |
| 繰延税金資産          | 3,578          | 為替換算調整勘定        | 11,256         |
| その他             | 1,887          | 退職給付に係る調整累計額    | △503           |
| 貸倒引当金           | △217           | 新株予約権           | 166            |
|                 |                | 少数株主持分          | 992            |
| <b>資産合計</b>     | <b>237,444</b> | <b>純資産合計</b>    | <b>171,674</b> |
|                 |                | <b>負債・純資産合計</b> | <b>237,444</b> |

連結貸借対照表に掲記される金額は百万円未満を切り捨てて記載しております。

▶▶▶ 連結損益計算書 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

| 科 目                                | 金 額   |               |
|------------------------------------|-------|---------------|
| 売 上 高                              |       | 207,255       |
| 売 上 原 価                            |       | 157,122       |
| <b>売 上 総 利 益</b>                   |       | <b>50,133</b> |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費                |       | 33,251        |
| <b>営 業 利 益</b>                     |       | <b>16,881</b> |
| 営 業 外 収 益                          |       |               |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金                  | 391   |               |
| そ の 他 の 営 業 外 収 益                  | 1,957 | 2,349         |
| 営 業 外 費 用                          |       |               |
| 支 払 利 息                            | 21    |               |
| そ の 他 の 営 業 外 費 用                  | 1,308 | 1,329         |
| <b>経 常 利 益</b>                     |       | <b>17,901</b> |
| 特 別 利 益                            |       |               |
| 固 定 資 産 売 却 益                      | 259   |               |
| 子 会 社 清 算 益                        | 69    | 329           |
| 特 別 損 失                            |       |               |
| 減 損 損 失                            | 674   | 674           |
| <b>税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益</b>       |       | <b>17,555</b> |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税              | 5,851 |               |
| 法 人 税 等 調 整 額                      | 48    | 5,899         |
| <b>少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益</b> |       | <b>11,656</b> |
| 少 数 株 主 損 失 (△)                    |       | △2            |
| <b>当 期 純 利 益</b>                   |       | <b>11,659</b> |

連結損益計算書に掲記される金額は百万円未満を切り捨てて記載しております。



## 連結株主資本等変動計算書 (自平成26年4月1日至平成27年3月31日)

(単位：百万円)

|                      | 株 主 資 本 |        |         |         |         |
|----------------------|---------|--------|---------|---------|---------|
|                      | 資 本 金   | 資本剰余金  | 利益剰余金   | 自 己 株 式 | 株主資本合計  |
| 当 期 首 残 高            | 23,201  | 26,830 | 104,771 | △7,754  | 147,048 |
| 会計方針の変更による累積的影響額     |         |        | 2,725   |         | 2,725   |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高    | 23,201  | 26,830 | 107,497 | △7,754  | 149,774 |
| 当 期 変 動 額            |         |        |         |         |         |
| 剰 余 金 の 配 当          |         |        | △3,101  |         | △3,101  |
| 当 期 純 利 益            |         |        | 11,659  |         | 11,659  |
| 自 己 株 式 の 取 得        |         |        |         | △2      | △2      |
| 自 己 株 式 の 処 分        |         | △0     |         | 15      | 15      |
| 連 結 範 囲 の 変 動        |         |        | 583     |         | 583     |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) |         |        |         |         |         |
| 当 期 変 動 額 合 計        | —       | △0     | 9,140   | 12      | 9,153   |
| 当 期 末 残 高            | 23,201  | 26,830 | 116,638 | △7,741  | 158,928 |

(単位：百万円)

|                     | その他の包括利益累計額                   |                      |                               |                                 | 新 株<br>予 約 権 | 少 数 株<br>持 主 分 | 純 資 産<br>合 計 |
|---------------------|-------------------------------|----------------------|-------------------------------|---------------------------------|--------------|----------------|--------------|
|                     | そ の 他<br>有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | 為 替 換 算 定<br>調 整 勘 定 | 退 職 給 付 に<br>係 る 調 整<br>累 計 額 | そ の 他 の<br>包 括 利 益<br>累 計 額 合 計 |              |                |              |
| 当 期 首 残 高           | 355                           | 5,236                | △1,110                        | 4,482                           | 148          | 930            | 152,610      |
| 会計方針の変更による累積的影響額    |                               |                      |                               |                                 |              |                | 2,725        |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高   | 355                           | 5,236                | △1,110                        | 4,482                           | 148          | 930            | 155,336      |
| 当 期 変 動 額           |                               |                      |                               |                                 |              |                |              |
| 剰 余 金 の 配 当         |                               |                      |                               |                                 |              |                | △3,101       |
| 当 期 純 利 益           |                               |                      |                               |                                 |              |                | 11,659       |
| 自 己 株 式 の 取 得       |                               |                      |                               |                                 |              |                | △2           |
| 自 己 株 式 の 処 分       |                               |                      |                               |                                 |              |                | 15           |
| 連 結 範 囲 の 変 動       |                               |                      |                               |                                 |              |                | 583          |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 476                           | 6,020                | 606                           | 7,104                           | 18           | 62             | 7,184        |
| 当 期 変 動 額 合 計       | 476                           | 6,020                | 606                           | 7,104                           | 18           | 62             | 16,337       |
| 当 期 末 残 高           | 832                           | 11,256               | △503                          | 11,586                          | 166          | 992            | 171,674      |

連結株主資本等変動計算書に掲記される金額は百万円未満を切り捨てて記載しております。

# 貸借対照表 (平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目           | 金 額            | 科 目             | 金 額            |
|---------------|----------------|-----------------|----------------|
| <b>(資産の部)</b> |                | <b>(負債の部)</b>   |                |
| <b>流動資産</b>   | <b>111,505</b> | <b>流動負債</b>     | <b>54,242</b>  |
| 現金及び預金        | 31,749         | 買掛金             | 38,543         |
| 受取手形          | 14,117         | 短期借入金           | 4,423          |
| たな卸資産         | 39,642         | 未払入金            | 5,381          |
| 前払費用          | 20,560         | 未払消費税           | 164            |
| 繰上金           | 476            | 未払法人税           | 2,943          |
| 繰上金           | 1,595          | 未払引当金           | 2,167          |
| 繰上金           | 1,181          | 未払引当金           | 167            |
| 繰上金           | 2,120          | 未払引当金           | 338            |
| 繰上金           | 89             | 未払引当金           | 111            |
| 繰上金           | △28            | 未払引当金           | 1              |
| <b>固定資産</b>   | <b>76,389</b>  | <b>固定負債</b>     | <b>7,005</b>   |
| <b>有形固定資産</b> | <b>45,829</b>  | 退職給付引当金         | 6,409          |
| 建物            | 18,244         | 退職給付引当金         | 140            |
| 構築物           | 1,256          | 退職給付引当金         | 404            |
| 機械装置          | 13,205         | 退職給付引当金         | 50             |
| 運搬具           | 32             | <b>負債合計</b>     | <b>61,247</b>  |
| 器具備品          | 414            | <b>(純資産の部)</b>  |                |
| 土地            | 9,017          | <b>株主資本</b>     | <b>125,647</b> |
| 建物            | 387            | 資本金             | 23,201         |
| 建物            | 3,271          | 資本剰余金           | 26,830         |
| <b>無形固定資産</b> | <b>1,876</b>   | 資本剰余金           | 26,816         |
| 投資その他の資産      | 28,683         | 資本剰余金           | 13             |
| 投資有価証券        | 2,750          | <b>利益剰余金</b>    | <b>83,357</b>  |
| 関係会社出資        | 14,169         | 利益剰余金           | 1,268          |
| 関係会社長期貸付      | 4,770          | 利益剰余金           | 82,089         |
| 関係会社長期貸付      | 1,555          | 利益剰余金           | 436            |
| 関係会社長期貸付      | 179            | 利益剰余金           | 66,036         |
| 関係会社長期貸付      | 70             | 利益剰余金           | 15,615         |
| 関係会社長期貸付      | 1,524          | <b>自己株式</b>     | <b>△7,741</b>  |
| 関係会社長期貸付      | 3,285          | 評価・換算差額等        | 832            |
| 関係会社長期貸付      | 596            | その他有価証券評価差額金    | 832            |
| 関係会社長期貸付      | △218           | <b>新株予約権</b>    | <b>166</b>     |
| <b>資産合計</b>   | <b>187,894</b> | <b>純資産合計</b>    | <b>126,647</b> |
|               |                | <b>負債・純資産合計</b> | <b>187,894</b> |

貸借対照表に掲記される金額は百万円未満を切り捨てて記載しております。

損益計算書 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額   |               |
|-----------------|-------|---------------|
| 売上高             |       | 161,670       |
| 売上原価            |       | 128,291       |
| <b>売上総利益</b>    |       | <b>33,378</b> |
| 販売費及び一般管理費      |       | 23,443        |
| <b>営業利益</b>     |       | <b>9,934</b>  |
| 営業外収益           |       |               |
| 受取利息及び配当金       | 5,506 |               |
| その他の営業外収益       | 988   | 6,495         |
| 営業外費用           |       |               |
| 支払利息            | 65    |               |
| その他の営業外費用       | 735   | 800           |
| <b>経常利益</b>     |       | <b>15,629</b> |
| 特別利益            |       |               |
| 固定資産売却益         | 259   |               |
| 子会社清算益          | 69    | 329           |
| 特別損失            |       |               |
| 減損損失            | 243   |               |
| 関係会社出資金評価損      | 179   | 423           |
| <b>税引前当期純利益</b> |       | <b>15,535</b> |
| 法人税、住民税及び事業税    | 3,845 |               |
| 法人税等調整額         | 443   | 4,288         |
| <b>当期純利益</b>    |       | <b>11,247</b> |

損益計算書に掲記される金額は百万円未満を切り捨てて記載しております。

# 株主資本等変動計算書 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |           |                 |               |
|-------------------------|---------|-----------|-----------------|---------------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                 |               |
|                         |         | 資 本 準 備 金 | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金 合 計 |
| 当 期 首 残 高               | 23,201  | 26,816    | 13              | 26,830        |
| 会計方針の変更による累積的影響額        |         |           |                 |               |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高       | 23,201  | 26,816    | 13              | 26,830        |
| 当 期 変 動 額               |         |           |                 |               |
| 剰 余 金 の 配 当             |         |           |                 |               |
| 別 途 積 立 金 の 積 立         |         |           |                 |               |
| 固定資産圧縮積立金の積立            |         |           |                 |               |
| 固定資産圧縮積立金の取崩            |         |           |                 |               |
| 当 期 純 利 益               |         |           |                 |               |
| 自 己 株 式 の 取 得           |         |           |                 |               |
| 自 己 株 式 の 処 分           |         |           | △0              | △0            |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |         |           |                 |               |
| 当 期 変 動 額 合 計           | —       | —         | △0              | △0            |
| 当 期 末 残 高               | 23,201  | 26,816    | 13              | 26,830        |

|                         | 株 主 資 本   |                      |           |                  |              |         |           |
|-------------------------|-----------|----------------------|-----------|------------------|--------------|---------|-----------|
|                         | 利 益 剰 余 金 |                      |           |                  |              | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 計 |
|                         | 利益準備金     | そ の 他 利 益 剰 余 金      |           |                  | 利益剰余金<br>合 計 |         |           |
|                         |           | 固 定 資 産<br>圧 縮 積 立 金 | 別 途 積 立 金 | 繰 越 利 益<br>剰 余 金 |              |         |           |
| 当 期 首 残 高               | 1,268     | 289                  | 60,536    | 10,391           | 72,486       | △7,754  | 114,763   |
| 会計方針の変更による累積的影響額        |           |                      |           | 2,725            | 2,725        |         | 2,725     |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高       | 1,268     | 289                  | 60,536    | 13,117           | 75,212       | △7,754  | 117,489   |
| 当 期 変 動 額               |           |                      |           |                  |              |         |           |
| 剰 余 金 の 配 当             |           |                      |           | △3,101           | △3,101       |         | △3,101    |
| 別 途 積 立 金 の 積 立         |           |                      | 5,500     | △5,500           | —            |         | —         |
| 固定資産圧縮積立金の積立            |           | 154                  |           | △154             | —            |         | —         |
| 固定資産圧縮積立金の取崩            |           | △7                   |           | 7                | —            |         | —         |
| 当 期 純 利 益               |           |                      |           | 11,247           | 11,247       |         | 11,247    |
| 自 己 株 式 の 取 得           |           |                      |           |                  |              | △2      | △2        |
| 自 己 株 式 の 処 分           |           |                      |           |                  |              | 15      | 15        |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |           |                      |           |                  |              |         |           |
| 当 期 変 動 額 合 計           | —         | 147                  | 5,500     | 2,498            | 8,145        | 12      | 8,158     |
| 当 期 末 残 高               | 1,268     | 436                  | 66,036    | 15,615           | 83,357       | △7,741  | 125,647   |

(単位：百万円)

|                         | 評価・換算差額等         |                | 新株予約権 | 純資産合計   |
|-------------------------|------------------|----------------|-------|---------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |       |         |
| 当 期 首 残 高               | 355              | 355            | 148   | 115,267 |
| 会計方針の変更による累積的影響額        |                  |                |       | 2,725   |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高       | 355              | 355            | 148   | 117,993 |
| 当 期 変 動 額               |                  |                |       |         |
| 剰 余 金 の 配 当             |                  |                |       | △3,101  |
| 別 途 積 立 金 の 積 立         |                  |                |       | —       |
| 固定資産圧縮積立金の積立            |                  |                |       | —       |
| 固定資産圧縮積立金の取崩            |                  |                |       | —       |
| 当 期 純 利 益               |                  |                |       | 11,247  |
| 自 己 株 式 の 取 得           |                  |                |       | △2      |
| 自 己 株 式 の 処 分           |                  |                |       | 15      |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | 476              | 476            | 18    | 495     |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 476              | 476            | 18    | 8,653   |
| 当 期 末 残 高               | 832              | 832            | 166   | 126,647 |

株主資本等変動計算書に掲記される金額は百万円未満を切り捨てて記載しております。



## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月20日

リンテック株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 井上 秀之 ㊞指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 板谷 秀穂 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、リンテック株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

## 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リンテック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## ▶▶▶ 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月20日

リンテック株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 井上 秀之 ㊞  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 板谷 秀穂 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、リンテック株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第121期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

## 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以 上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第121期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き事業の報告を受けました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号イ）及び各取組み（同号ロ）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月21日

リンテック株式会社 監査役会

常勤監査役 吉川 契 太 ㊟

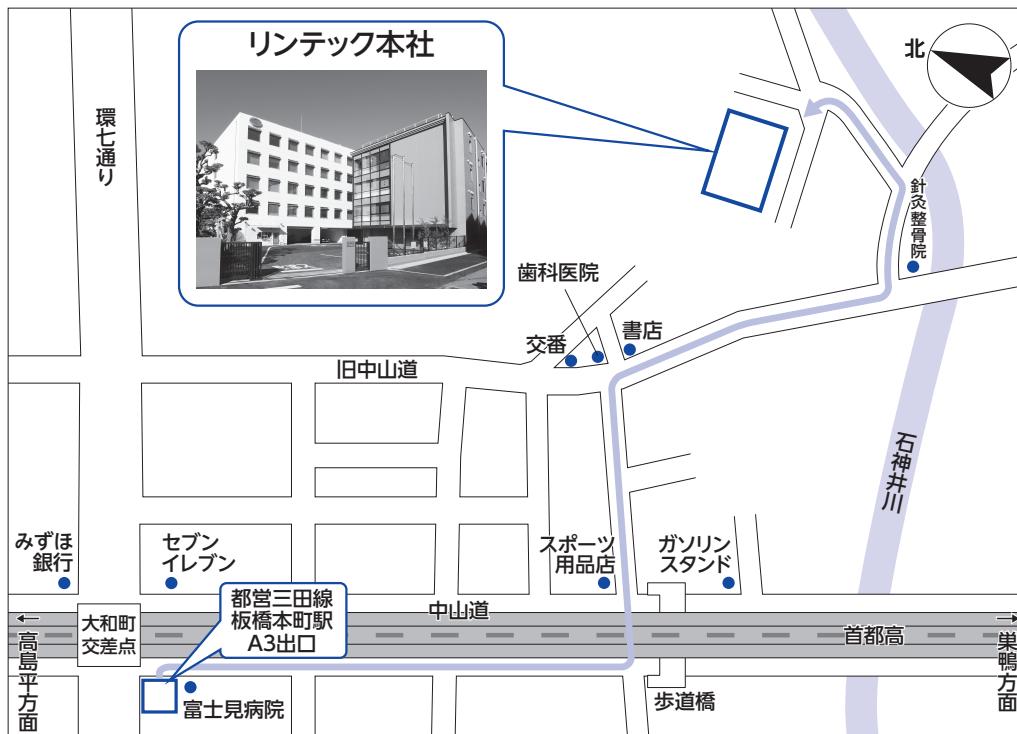
常勤監査役 山本 敏 夫 ㊟

社外監査役 野 沢 徹 ㊟

社外監査役 井戸川 員 三 ㊟

以上

## 会場ご案内図



### 所在地

リンテック株式会社本社  
東京都板橋区本町23番23号 / TEL.(03)5248-7711 (代表)

### 交通

都営三田線「板橋本町駅」下車 **A3出口**より徒歩約10分  
※駐車場がございませんので、電車でお越し願います。

### ご案内

第121期定時株主総会終了後、引き続き同会場において、当社の事業などに関する説明会を開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。



環境に配慮したFSC®認証紙と植物油インキを使用しております。  
見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しております。